

平成25年 9月 3日

吹田地区過半数代表者
勝木保雄 殿
豊中地区過半数代表者
柿本辰男 殿
附属病院地区過半数代表者
高階雅紀 殿
箕面地区過半数代表者
今岡良子 殿

理 事
尾山 眞之助

就業規則の変更について（依頼）

このたび、下記のとおり変更の必要が生じたので、内容についてご検討いただき、別添意見書に記入及び押印いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、記入及び押印していただいた意見書は、平成25年9月17日（火）までにご提出していただきますよう、よろしくお願申し上げます。

記

1. 名称
「10. 国立大学法人大阪大学教職員給与規程」
「39. 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程」

2. 変更箇所
別紙のとおり

以上

大 阪 大 学 総 長 殿

就業規則案「10. 国立大学法人大阪大学教職員給与規程」「39. 国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程」について、箕面地区の労働者の意見をまとめました。

・賃金という重要な労働条件の変更について、責任のある学長や理事自ら説明を行わないということは、どういうことでしょうか？こちらから説明を求めたら、課長補佐を筆頭に箕面キャンパスに来てくれました。彼らも削減対象になる労働者です。学長も、理事も、経営者として無責任だと思います。労働条件を「民間」視線で変更するなら、経営者の責任感も「民間」並みにしてほしいですね。

・運営費交付金をもらっているから国家公務員にあわせるという理由説明は、今回も納得できません。国家公務員と同じように労働条件を改悪するのであれば、身分も、国家公務員に戻してください。

・55才以上は、1号分の昇級が700円ぐらいでたいしたことがない、という説明があったと聞きました。たいしたことがない金額なら、減額しなくてもいいではありませんか？

・極めて良好な成績の人は、4から2に下がりますから、1ヶ月で1400円の損。1年で16,800円。定年を迎える頃には15万円損することになります。仕事を頑張っても減額されるなら、頑張らないでおこうと思っても仕方ありません。それでよろしいか？この減額措置の一方で、働く者のモチベーションをどう高めていくつもりでしょうか？お考えを示してください。

・賃金削減は、ボーナスや退職金にかかわってきます。収入を減らすなら、仕事も減らしてください。

箕面地区過半数代表者.....今岡良子

